

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 第 号	氏 名	出口 雄大
論文審査担当者	主 査	：松沢 裕作（慶應義塾大学経済学部准教授 博士(文学)）	
	副 査	：中西 聡（慶應義塾大学経済学部教授 博士(経済学)）	
		：高嶋 修一（青山学院大学経済学部教授 博士(経済学)）	
	面接担当	：飯田 恭（慶應義塾大学経済学部教授 博士(経済学)）	
		：植田 浩史（慶應義塾大学経済学部教授 博士(経済学)）	
(論文審査の要旨)			
論文題名：20 世紀日本における農村の市街地化と地域社会の形成過程 —地域住民組織による社会的紐帯構築の試み—			
<p>出口雄大君の博士学位請求論文は、1920 年代から 1960 年代の日本において、農地を宅地に転用して成立した市街地について、その形成過程、形成後の住宅地住民たちの社会的な結びつきのあり方や活動、その変容について、現在は兵庫県尼崎市域に属する一地域を主たる対象として、分析したものである。</p> <p>「序章」で述べられている通り、農地の宅地転用による市街地形成は、日本経済史研究の一環としての農業問題・農村問題研究においては、長く正面からあつかわれることのない主題であった。それは、農業史研究が、日本資本主義の構造的矛盾の一環をなす日本農業の矛盾、就中地主—関係の矛盾に専ら注目してきたためであり、離農をともなう農地の転用という現象をその枠組みのなかで適切に扱うことが困難であったからである。</p> <p>それに対して、1990 年代以降、都市史研究が一つの研究領域として成立してくると、都市史の文脈での農村市街地化研究が進められるようになる。本論文では、主たる先行研究として、高嶋修一『都市近郊の耕地整理と地域社会』（2013 年）と、沼尻晃伸『村落からみた市街地形成』（2015 年）が俎上に載せられている。高嶋の研究は、宅地開発を目的とした区画整理事業を経て、地域社会が機能集団の束へと変容する過程に注目したものであるが、本論文によれば、地域社会に暮らす人びとの紐帯の現実そのものを描写したものたりえておらず、一方、沼尻の研究では、離農ないし耕作地の縮小を求められる小作人や、あらたに開発された住宅地に暮らす住民たちが地域社会に与えたインパクトが軽視されていることが問題視される。</p> <p>本論文では、こうした先行研究の問題を乗り越えるべく、新旧の住民の動向に視点を据えて、「諸主体の選択と葛藤」の結果としての農村の市街地化と、その地域社会形成が分析される。具体的には 1920 年代に、市街地化する農村でおきた小作争議を分析し、農村の市街地化において何が制約要因となっていたのかを明らかにし（第 1 章、第 2 章）、ついで、新たに開発された住宅地に暮ら</p>			

すようになった新住民たちが直面した諸問題や、それを解決するための社会資本整備の働きかけを、地域住民組織の活動を軸に考察する（第3章、第4章、第5章）。その際、分析の視点として重要な位置を占めるのが、ジェンダー史・家族史で提出された分析視角である「近代家族論」である。この文脈での近代家族とは、職住が分離しており、男性がサラリーマンないし企業経営者的な主たる稼ぎ手となる家族のことであるが、農村における小農の作り出す社会的紐帯とは異なる、近代家族どうしが作り出す住宅地に固有の社会的紐帯のあり方が、本論文の中心的な解明課題となる。

「第1章 市街地化の前提(1) 一都市計画法第13条による土地区画整理事業」では、兵庫県大庄村大字道意新田をフィールドとして、災害後に、都市計画法第13条にもとづき、公共団体が施行する土地区画整理事業として行われた農村の市街地化が検討される。当該地区は、明治以降「尼いも」と称される甘藷の特産地であり、商品作物栽培で一定の利益を確保してきた地域であった。1934年の室戸台風は、この地域の耕地に大きな被害をもたらすが、農業協同組合組織である同意新田の産業組合は、直ちに解散したわけではなく、農業生産の再建を志向していた。ところが、大庄村当局はこの機に、尼崎に隣接するこの地域ですでに進行しつつあった工業地化の方向に舵を切り、大規模な農地の潰廃を伴う区画整理を実施する。農業継続を志向する小作人たちは、農民組合に結集して小作争議を闘うが、公権力を施行主体とする事業への抵抗のすべはなく、敗北する。これによって、当該地域は農村的性格を喪失する。室戸台風という自然災害が、進行しつつあった社会変容に不可逆的な影響を与えたわけである。

第2章以下でフィールドとされるのは、もっぱら、兵庫県武庫村内に阪急電鉄が開発した「武庫之荘住宅地」である。

「第2章 市街地化の前提(2) 一都市計画法第12条による土地区画整理事業」は、阪急電鉄が宅地用の土地を買収する際に発生した小作争議が、第1章との対比で論じられる。武庫之荘住宅地の開発は、第1章とことなり、民間主体による都市計画法第12条にもとづく土地区画整理事業として実施された。そこでは公権力の介入は限定的であり、農地を所有・経営している地主・小作の双方に、農業を継続するという選択肢が存在した。現実的には、阪急電鉄が開発に乗り出した武庫之荘住宅地区域については、地主にとっては、地域発展の鍵を握る鉄道駅設置の関係で、土地を売却しないという選択肢はなく、その地で営農していた小作人は農民組合を結成して小作争議を闘うが、離作料の引き上げ以上の効果をもたらすことはなかった。しかし、阪急電鉄開発地以外の土地については、宅地向けに土地を売却する地主とそうでない地主に対応は分かれ、全体として、当該地域の農村的性格は存続した。その結果、新たに造成された武庫之荘住宅地は、「空間的な限定性」をもった、つまり周辺を農村地帯に囲まれた住宅地となった、というのが本論文の主張である。

「第3章 地域社会の制度選択」では、こうした「空間的な限定性」のもとにある武庫之荘住宅地がどのような地域住民組織を形成するかが焦点である。武庫之荘住宅地は、複数の旧部落にまたがっていたため、当初、住宅地住民はそれぞれの旧部落の地域住民組織に所属した。しかし、その後、住宅地内の防犯上の必要性から、武庫之荘住宅地住民は独自の地域住民組織を結成したため、組織の二重化が生じた。そのうえ、旧住民組織の財政構造は水利費など農業者の利害を中心としたものになっていたため、新住民には受益と負担のねじれが発生した。しかも、新興住宅地住民は、職住分離の富裕層を中心としていたため、近隣の農民を「百姓」として蔑視する意識を有していた。こうした事情から、武庫之荘住宅地の地域住民組織は旧住民の組織から独立することになるが、消防など一部機能を旧住民組織に依存しつづけ、それゆえ旧住民組織にも一定の費用負担を続ける。

「第4章 社会資本整備と地域住民組織」は、「空間的に限定」された武庫之荘住宅地が直面した諸問題に、地域住民組織がどのように対応したのかを検討する。阪急電鉄の当初の宣伝とは異なり、武庫之荘住宅地ではインフラ整備が貧弱であり、水道やガスが十分に供給されなかった。1950年代から60年代にかけて、住民たちは、住民組織「武庫之荘文化会」を通じて、行政やガス会社に働きかけ、また金銭的負担をおこなうことによって、これら社会資本整備を段階的に実現してゆく。これが達成可能だったのは、市議会議員を含む住宅地住民の社会的地位の高さや、金銭的負担に耐えうる所得の高さ、また金融機関からの融資を受けられるだけの信用であった。一方、おなじ社会資本整備といっても、小学校の建設問題をめぐっては住民の足並みはそろわない。周辺地域住民への蔑視を持つ住宅地住民は、従来の小学校にその子弟を通わせず、越境通学ないし私立小学校への通学をさせる傾向にあった。これに対し、地域に小学校を設立しようとする運動は、住民の近代家族という特性に対応して、学齢児童を含まない家庭の協力を得られない。そして、新小学校が設立されても、多くの住民が地域外の小学校に子弟を通わせる状況は変わらなかった。

「第5章 環境・衛生整備と地域住民組織」では、前章に引き続き、武庫之荘住宅地が空間的限定性ゆえに直面しなければならなかった問題として、蚊・ハエの発生、水害問題という環境・衛生問題に注目する。周辺が水田であるがゆえに、住宅地には蚊が多く、また行政のゴミ収集事業への取り組みの遅れから、ハエが多く発生した。こうした衛生問題については、昼間仕事にゆく男性にかわり、「主婦」が取り組むべき問題として、ジェンダー化されて認識されたこと、しかし本来孤立的な近代家族の「主婦」たちが、そうした問題で共同性を発揮することは困難であったことが本章では明らかにされている。一方、周辺地域が1960年代に市街地化すると、武庫之荘住宅地は今度は水田の消滅による河川氾濫、水害に悩まされることになる。この問題に対し

て、地域住民組織が単独で対応することは不可能であり、周辺地域の全面的な市街地化と、それともなう行政の手による排水設備の整備によって、ようやく解決されるものであった。

「終章 社会的紐帯構築の試みの行く末」では、本稿の記述が、改めて「近代家族」を主体とする「社会的紐帯構築の試み」として位置づけられ、その後の展開が展望される。武庫之荘住宅地の地域住民組織は、社会資本整備を実現する事業団体として機能し続ける限りは社会的な紐帯を維持し続けることができるが、そうした事業が一段落するか、あるいは地域住民組織では解決できない問題に直面したとき、地域住民組織の機能は弱体化し、親睦団体へと転化する。それぞれ独立性が高く、近隣との交際を「わずらわしい」と感じるような心性を本来的に有する近代家族にとって、社会的紐帯の構築は容易ではなかったのである。しかし、著者はこの問題をこの地点で終わらせることをしない。1995年の阪神・淡路大震災の発生時、武庫之荘文化会は解体の危機に瀕するが、有志の手によって再出発する。著者は、共働き化と高齢化が進む現在の武庫之荘地域においては、「近代家族」の時代はすでに終わり、「ポスト近代家族」の時代が始まっており、そのなかで地域住民組織が、なんらかの役割を再獲得する可能性を示唆して論文を結んでいる。

次に、本論文の意義を述べる

第一に、定点観測的な手法によって、一つの住宅地の生成と、そこに生きる人びとの直面した課題を、多様な史料を用いて精密に復元したことである。使用された史料は、尼崎市立地域研究史料館に所蔵されている行政文書や、神戸地方法務局所蔵の土地台帳、さらには著者が独自に見出した『武庫之荘文化会報』など多岐にわたり、史料にもとづく実証研究としての密度は高い。研究史上も、地域住民団体の活動とその性格、また、住宅地における新旧住民の対立の構図について、あらたな事実を解明しており、研究史に対する貢献は大きい。

第二に、住宅地開発の前提となる要素として小作争議を位置づけたことによって、近年必ずしも活発とはいえない農民運動研究に、あらたな意義を見出したことである。農村の市街地化は、都市人口の増大によって単純にもたらされるわけではなく、開発主体の意図と、そこにもともと住む地主の選択、小作人の、離農への抵抗を含む対応とによって規定されていることを明らかにしたことは、今後の小作争議研究に大きな示唆を与える（なお、本論文で扱われている小作争議は、暴力的衝突を含む激しいものである）。

第三に、「近代家族」を主体とする社会的紐帯構築を分析するという方法的視点をとることによって、ジェンダー史・家族史的な視点と、地域社会論との接合をはかった点は高い評価に値する。特に小学校建設において住民の利害が一致しないという点は、近代日本の農村で、小学校の設立が地域社会の結集の核となりえたという現象（大石・西田編『近代日本の行政村』1991以来の通説的見解）の意味を逆照射するものであろう。本論文の指摘を踏まえるならば、個人を超えて連続する小経営＝家経営体においては、当面学齢児童が存在しなくても、いずれかの時点

論文審査の要旨

No.5

で学齢児童を家内に含むことが自明だからこそ、農村においては小学校設立が地域の広範な負担を引き出すことを可能にしたと考えられるのである。

なお、第2章は『史学雑誌』第127編第1号（2018年1月）、第3章は『日本歴史』第847号（2018年12月）、第4章は『社会経済史学』第84巻第2号（2018年8月）と、いずれも査読付き雑誌にすでに掲載されている（第1章は共著論文集に寄稿したもので、2019年に刊行の予定である）。

口頭試問の場で明らかになった通り、本論文いくつかの欠陥も内包している。例えば、「地域社会」概念について、本論文では十分な定義が与えられておらず、先行研究において用いられている「地域社会」概念との差異が不分明である。また、「空間的な限定性」を述べながら、住宅地を取り囲む農村部の分析が不十分である。対象とする時期がアジア・太平洋戦争および戦後農地改革をまたぐにもかかわらず、そのインパクトについては論じられていない。加えて、結論部の展望は性急の感みがある。

しかし、上述のように、本論文の、史料にもとづく実証研究としての価値は大きく、その結果が隣接研究主題に及ぼす範囲も広い。その分析視角も独自性が高く、列挙した欠陥は、本論文の成果によって浮上した今後の研究上の課題ともいうべきものである。

以上の理由により、審査担当者は全員一致して、出口雄大君の学位請求論文が博士（経済学）の学位を授与されるに十分値するものであるとの結論に達した。